



その5 6月号より続く

安政5年(1858年)、佐賀藩の技師杉谷雅助・田代孫三郎等が帰国した後、葦山反射炉はこうなったのでしょうか。『反射炉御取建中日記』は、文久2年(1862年)8月まで続いています。佐賀藩士たちが帰国したころを境に、なぜか記録の密度が希薄になっていきます。そのため、その後の反射炉の稼働状況については、この日記からはよくわかりません。かろうじてわかっているのは、鉄製の砲だけではない、青銅砲も製造していた、

ということくらいです。

ただ、中には興味深い記述もあります。例えば、安政5年8月13日条には、『公方様葬去』について書かれています。『公方様』すなわち13代将軍家定が亡くなったことを受けて、普請・鳴物停止はもろろんのこと、旗本や御家人、大名から陪臣にいたるまで、初七日が過ぎてから髭・月代を剃るように、との触れが出されたというのです。この記述が確かなら、將軍の喪に服するため、日本中の侍が7日間にわたって髭と月代を剃らずにいたこととなります。



反射炉御取建中日記 (安政5年8月13日条)

安政6年(1858年)には、7月と8月に大風が襲いました。日記によれば、

7月の嵐は『近來稀なる洪水』を引き起こし、反射炉でも錐台小屋と水車が半壊、錐台小屋裏の囲い矢来と水車に水を引く樋、土角干立小屋を全壊させました。8月の嵐では、踏輪場1カ所・土角製方小屋2カ所が全壊、鋳物師細工飯小屋が半壊とあります。これらの記述から、安政6年当時の反射炉敷地内もしくは周辺に、踏輪場や土角(煉瓦のことか)を作る施設があったことがわかります。

さて、文久2年8月5日、『大砲型目論見帳』1冊を江戸役所へ送ったという記録を最後に、『反射炉御取建中日記』は終わっています。今後、この日記だけでなく、江川文庫に残された他の反射炉関係資料についての調査研究が進み、より立体的に葦山反射炉の姿が浮かび上がってくることを期待されます。

葦山反射炉の建造記録 完

！ 交通指導員会から

KY(危険予測)

あなたはどつ考える？

下の写真を見て下さい。これは長岡地区にある変則的な交差点です。あなたは自転車で下り坂を走っています。



- この場面では何に注意して、どうやって走らなくてはならないでしょうか。
- Q. 注意することは？
 - ・下り坂のため、スピードが出やすい。
 - ・一旦停止線と横断歩道がある。
 - ・右側の道路が見えないので状況がわからない。
 - Q. どうやって走る？
 - ・ブレーキを使い、スピードを抑える。
 - ・必ず左側を通行し、一旦停止する。
 - ・一旦停止後、左右後方を確認してから発進する。

このように、KY(危険予測)をしっかりすれば、交通事故に遭う可能性を低くすることができます。皆さんも、自転車はもちろん、自動車を運転するときも、KY(危険予測)に心がけましょう。

！ 巡回交通事故相談

とき 8月29日(水) 10時～15時

ところ 市役所大仁庁舎(1階相談室) 県の相談員が交通事故に関するトラブルやさまざまな相談に応じます。(相談無料)

希望する人は、事前に地域安全課でご予約ください。

安全・安心は家庭から

交通安全標語コンクール優秀作品

運転手さん「ぼくたち渡るよ！」よくみてね
望月彩伊花(長岡南小)
危ないよ メールしながら歩いている
児玉美月(葦山小)
友達と 歩くときにも 一列で
牧原未怜(大仁小)

地域安全課 ☎ 055-948-1412



第4回 産業遺産とは

葦山反射炉を含む『九州、山口の近代化産業遺産群』は、『産業遺産』という分野で、世界文化遺産登録を目指しています。

遺跡とその文化的景観があり、国内暫定リストには『富岡製糸場と絹産業遺産群』『九州、山口の近代化産業遺産群』『金を中心とする佐渡鉱山の遺産群』が掲載されています。

1994年、世界遺産委員会は、それまでの世界遺産登録物件が『ヨーロッパの遺産』や『都市と信仰に関する遺産』が多いなど、登録分野に偏りがあると、これらの登録遺産の不均衡を解消するために、今後、登録を推進すべき遺産の種類を示しました。それが『文化的景観』『20世紀建築』、そして『産業遺産』という分野です。『産業遺産』は世界遺産委員会が登録に力を入れていく分野の一つといえるのではないのでしょうか。

葦山反射炉応援団 会員募集中
詳しくは、応援団のホームページをご覧ください。
URL hansyaronet

世界遺産推進課 ☎ 055(948)1425

二次被害

あなたも狙われるかも！悪質商法に「用心」(50)

商品先物取引や金融商品取引の勧誘を受けて被害を受けた消費者や、過去に訪問販売被害に遭った消費者が狙われる『二次被害』が相変わらずみられます。

その手口は、『被害を回復することができる』、『期限が迫っている』などと電話をかけ、以前の取り引きの対処などはせず、調査料、手数料名目で金銭を支払わせたり、新たに取り引きを開始させたりするなどです。

この手口は大変悪質です。このような勧誘電話を受けた際は、安易に話をうのみにせず、冷静な対応が求められます。もしも被害に遭った場合、あるいはこのような電話を受けた場合はすぐに市役所などへ相談してください。



悪質商法の被害者を狙う極悪な手口

消費生活相談日 毎週月・金曜日(※例外あり) 各9:00～16:00 観光商工課 ☎ 055-948-1480